

良好な景観形成のための行為の制限

～景観形成のしくみとルール～



- 1 景観誘導の考え方
- 2 届出の対象となる行為・規模等
- 3 届出の流れ
- 4 景観形成基準
- 5 景観形成配慮事項





■高崎川



■谷津田（立沢）



1 景観誘導の考え方

本市においては、良好な景観の形成を図るために、景観形成に影響を与える一定規模の行為に対して、景観法及び景観条例に基づき、行為の届出と誘導を図ります。

景観誘導は、市全域を一般地区とし届出対象行為を位置づけ、景観形成基準（行為別の共通基準・色彩基準）及び区分別の景観形成配慮事項により誘導を行います。

また、景観形成重点地区（一般地区を除く）においては、地区の特性に応じて届出対象行為と行為別の景観形成基準を別に定め、きめ細かな景観誘導を図ります。

●一般地区

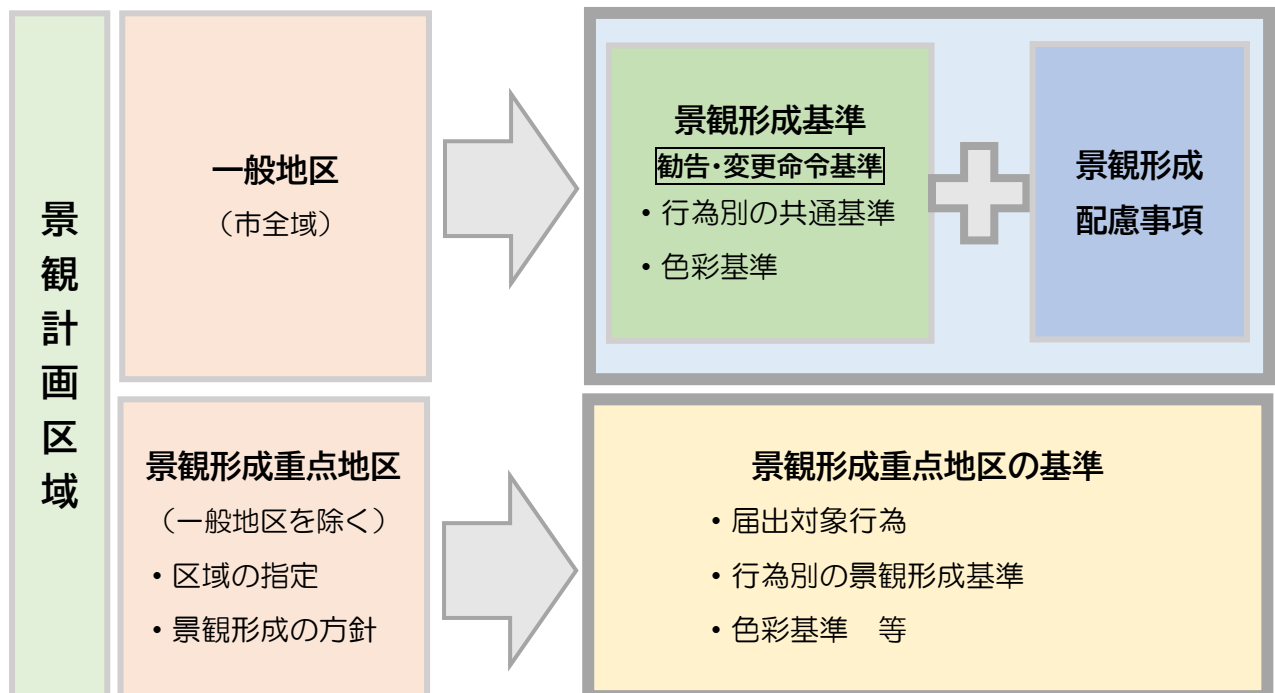
景観計画区域内（市全域）において、景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築行為等に対して景観誘導を行います。

一般地区では、景観形成基準（行為別の共通基準・色彩基準）及び区分別の景観形成配慮事項により誘導を行います。

●景観形成重点地区

景観計画区域内において、重点的に景観形成が求められる地区を指定し、きめ細かな景観誘導を行います。

景観形成重点地区では、地区ごとに届出対象行為と景観形成基準を定めます。



2 届出の対象となる行為・規模等

景観計画区域（市全域）において、良好な景観の形成に影響を及ぼすと考えられる行為については、景観法に基づく届出を義務づけます。

■ 届出対象行為(景観形成重点地区を除く)

(景観法第16条第1項)

届出対象行為		届出対象規模
建築物の建築等 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更及び同色の塗り替え		高さ 10mを超えるもの 又は延べ面積 500 m ² 以上のもの
工作物の建設等 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更及び同色の塗り替え	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの ・広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ・遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの 	高さ 15mを超えるもの 又は築造面積 1,000 m ² 以上のもの
	擁壁、塀、柵その他これらに類するもの	高さ 2mを超えるもの かつ長さ 30mを超えるもの
	太陽光発電施設（※1）	区域面積 1,000 m ² 以上のもの
開発行為		区域面積 1,000 m ² 以上のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		区域面積 1,000 m ² 以上のもの 又は堆積の高さ 2mを超えるもの
木竹の植栽又は伐採		区域面積 1,000 m ² 以上のもの

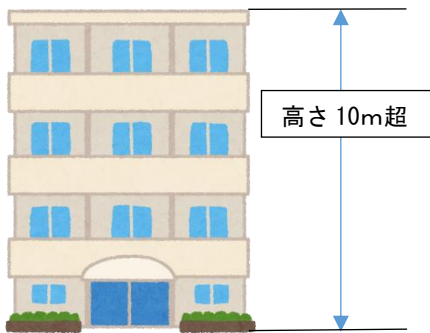
※1 同一敷地若しくは一団の土地等に太陽光発電設備等を設置するものであって、建築物の屋上等に設置する場合は、建築物に係る行為とする。

■ その他景観形成に影響を与える行為

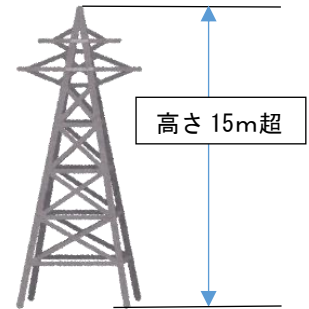
使用済自動車及び解体自動車の保管 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する解体業を行い、使用済自動車及び解体自動車の保管を行うもの	届出の必要はありませんが、景観形成基準及び配慮事項について、市と事前相談をお願いします。
特定自動車部品のヤード内保管 千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例に規定する特定自動車部品のヤード内保管を行うもの	



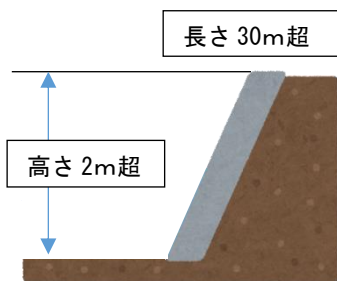
■建築物



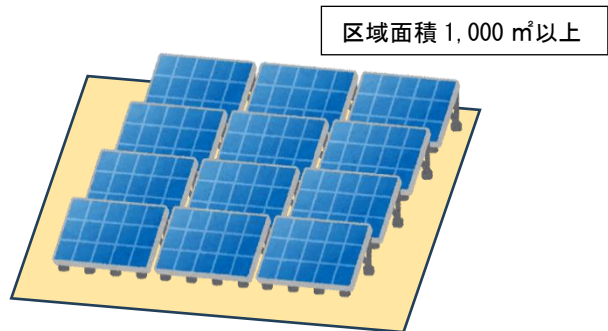
■工作物（鉄塔等）



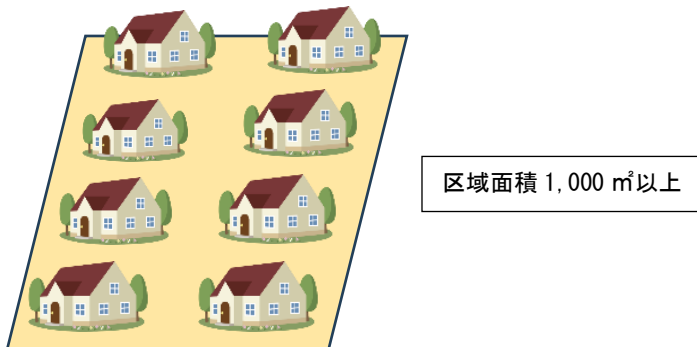
■工作物（擁壁等）



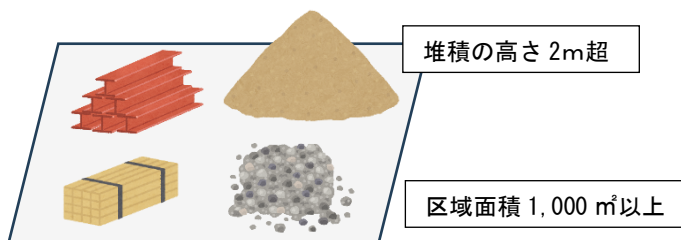
■地上に設置する太陽光発電施設



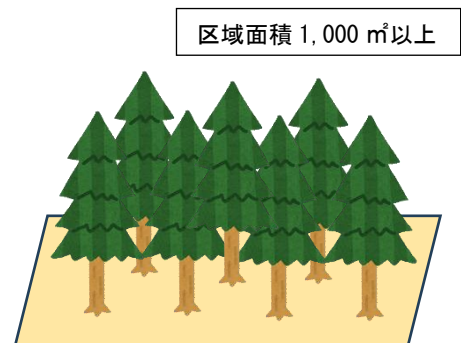
■開発行為



■屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積



■木竹の植栽又は伐採



3 届出の流れ

景観法及び景観条例に基づき、景観形成に影響を及ぼす一定規模の建築物や工作物などの行為については、届出の前に事前協議を行うとともに、行為に着手する前に届出を行うことが必要です。

また、届出義務の有無に関わらず、景観形成に影響を与えるすべての行為を対象として、景観形成基準や配慮事項などについて事前相談を行います。

届出が必要な行為

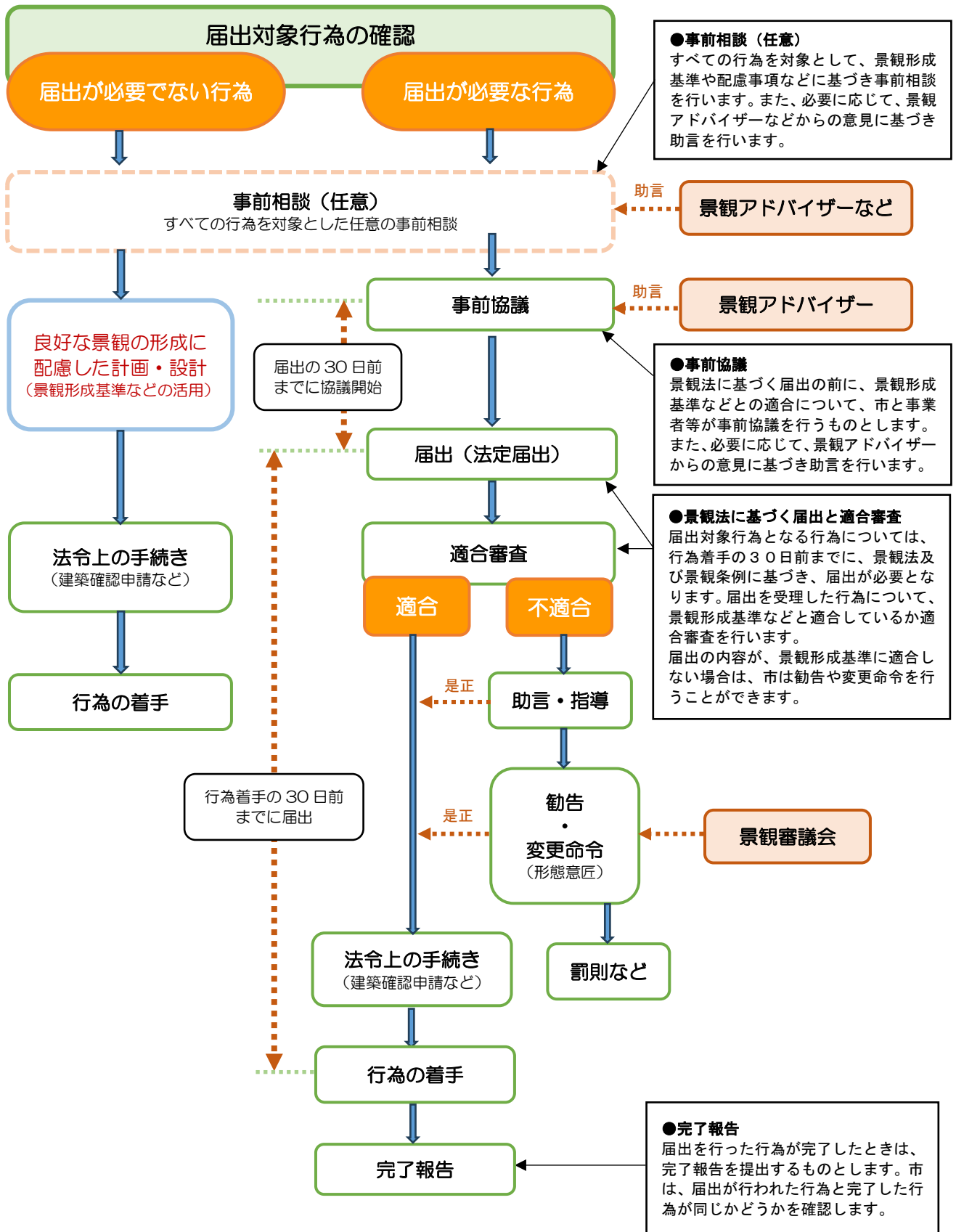
- 届出が必要な行為を行う場合は、景観形成基準と景観形成配慮事項に基づき、計画・設計を進めてください。
- 景観条例に基づき、届出の30日前までに事前協議が必要です。必要に応じて、景観アドバイザーの意見を聴き、指導・助言を行います。
- 景観法及び景観条例に基づき、行為着手の30日前までに、行為の届出（法定届出）が必要です。
- 届出された行為については、景観形成基準に適合しているかどうかを審査します。
- 届出された行為が、景観形成基準に適合しないと判断した場合は、市は勧告や変更命令の措置を行うことができます。

届出が必要でない行為

- 届出が必要でない住宅や店舗、小規模な開発などの行為を行う場合であっても、景観形成基準や景観形成の配慮事項を活用して、景観に配慮することが必要です。
- 必要に応じて事前相談を受け付けます。



■ 届出手続きの流れ



4 景観形成基準

(1) 行為別の共通基準

景観形成基準は、景観形成に関わるすべての行為に対する制限であり、景観計画区域全域に共通する共通基準として定め、運用していきます。

建築物の建築等

項目	景観形成基準
配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観と調和し、建築物の高さが突出しないよう配慮する。 ○建築物の壁面位置は周辺と統一し、道路境界からできる限り後退させ、ゆとりある景観形成に配慮する。 ○歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とする。 ○地形を大きく改変することを控えるとともに、長大な擁壁や法面が生じない造成等により、周辺との調和に配慮する。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○隣接する建築物との連続性や圧迫感の軽減に配慮するとともに、周辺の景観と調和した形態意匠となるよう工夫する。 ○建築物全体として、まとまりのある意匠とする。 ○建築物の素材は、耐久性に優れたものとし、光沢や反射性の高いものを控え、周辺景観との調和に配慮する。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○外観の基調となる色彩は、落ち着いたものとし、周辺環境との調和に配慮する。 ○建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮する。 ○色彩は、色彩基準表（P66～69）の範囲内とする。
付属施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○駐車場やゴミ置き場、屋外設備等の付属施設は、周辺と調和する配置や緑化、塀、柵による遮へい措置などにより工夫する。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地内においては、できるだけ緑化に努め、うるおいの感じられる景観形成に配慮する。 ○敷地の境界を囲う場合には、生垣や樹木等による周辺と調和した緑化に配慮する。



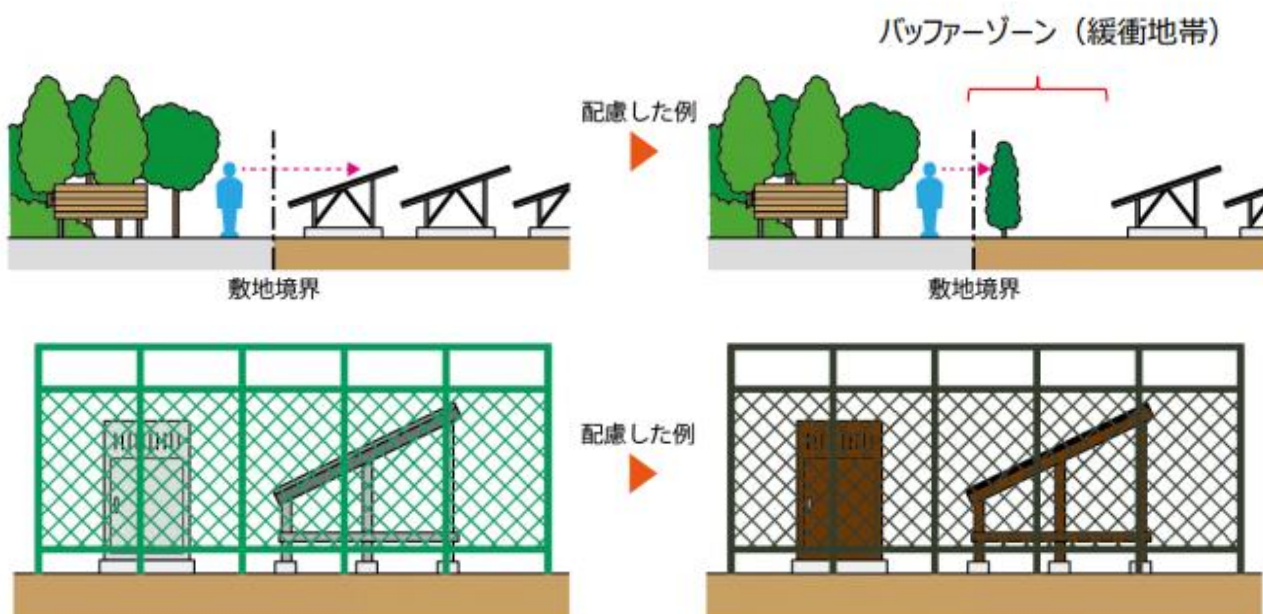
工作物の建設等(太陽光発電施設は除く)

項目	景観形成基準
配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として、建築物の基準に準ずるものとする。 ○歩行者等に圧迫感や威圧感を与えないよう、位置や規模に配慮する。 ○眺望景観を損なわないよう、眺望点からの見え方や配置を工夫する。 ○広告物の規模は、街並みの景観を損なわないよう、できるだけ小規模にする。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として、建築物の基準に準ずるものとする。 ○柵や塀、門柱などは、耐久性に優れた素材を使用し、建築物本体と調和するような形態意匠となるよう工夫する。 ○擁壁は、圧迫感を与えないようにするとともに、周辺の景観に調和するよう工夫する。 ○建築物の外壁等に設置する広告物は、建築物と一体的なデザインとなるよう、形態意匠に配慮する。 ○広告塔などの独立看板を設置する場合は、集約化、小面積化、デザインの高質化、建物本体との調和など周辺の景観を損なわないよう配慮する。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として、建築物の基準に準じ、建築物本体や周辺景観との調和に配慮する。 ○看板の地色には、高彩度色や蛍光色をできるだけ使用しないよう配慮する。 ○色彩は、色彩基準表（P66～69）の範囲内とする。
素材・材料	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用する。 ○地域の景観を特徴づける素材及び材料の活用に配慮する。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地内においては、できるだけ緑化に努め、うるおいの感じられる景観形成に配慮する。 ○生垣などは周辺植生との調和に配慮する。



太陽光発電施設

項目	景観形成基準
全体	<p>○道路や住宅地などに隣接した場所に設置する場合は、できるだけ後退して圧迫感を軽減し、太陽光の反射等に配慮するとともに、植栽等による目隠しを行うなど、できる限り目立たないようにする。</p> <p>○地域の特徴となる景観要素への近接を避け、その眺めをできる限り阻害しない配置や規模とする。</p> <p>○太陽光発電設備の設置は、周辺の景観と調和のとれた緑化等を行うものとする。</p>
形態・意匠	<p>○高さを抑え、周辺の景観になじまない著しく突出したものとししない。</p> <p>○低反射性又は防眩性があり、模様が目立たないものを使用する。</p>
色彩	<p>○太陽光パネル、フレーム及び架台は、黒や濃紺系、低彩度の目立たない色彩とする。</p>
付帯設備	<p>○付属設備やフェンスなどは、周辺の景観と調和した色彩とし、低彩度とする。</p>
その他	<p>○太陽光発電設備及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、景観悪化を防ぐよう努める。</p> <p>○太陽光発電設備を廃止する際に、適切な撤去・処分について計画を行うとともに、廃止の際は速やかに撤去を行い、現状復帰に努める。</p> <p>○「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）」に基づいた配慮事項の実施に努める。</p>



出典：環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」



開発行為

景観形成基準
<p>○周辺の自然の地形を活かした土地の形質の変更に努めるとともに、大きな法面や擁壁等を生じないよう配慮する。</p> <p>○法面を形成する場合は、緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化に努めること。</p> <p>○擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</p>

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

景観形成基準
<p>○集積又は貯蔵は、道路などから見えないよう工夫し、整然とした配置や積み上げとする。</p> <p>○周辺の景観を阻害しないよう、集積又は貯蔵の高さをできる限り低く抑える。</p> <p>○出入口は最小限に限定し、外から見えにくくするよう努める。</p> <p>○敷地周囲は、周辺の景観と調和した素材や色彩などの塀や柵などで遮へいするとともに、植栽などによる緑化に努める。</p>

木竹の植栽又は伐採

景観形成基準
<p>○伐採の規模は、必要最小限に抑える。</p> <p>○植栽は、周辺の植生に配慮した樹種、配置とする。</p>

使用済自動車及び解体自動車の保管、特定自動車部品のヤード内保管

景観形成基準
<p>○原則として、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の基準に準ずるものとする。</p>



(2) 色彩基準

① 共通の色彩基準

色彩基準は、建築物又は工作物などの新築等について適用するものとし、景観が損なわれることのないよう地域の特性に配慮した基準を定め、誘導を図ります。

■ 色彩について

色彩を正確かつ客観的に表すために、マンセル表色系を採用します。マンセル表色系は1つの色を「色相（色合い）」、「明度（明るさ）」、「彩度（鮮やかさ）」という3つの属性で表現します。

● 色相

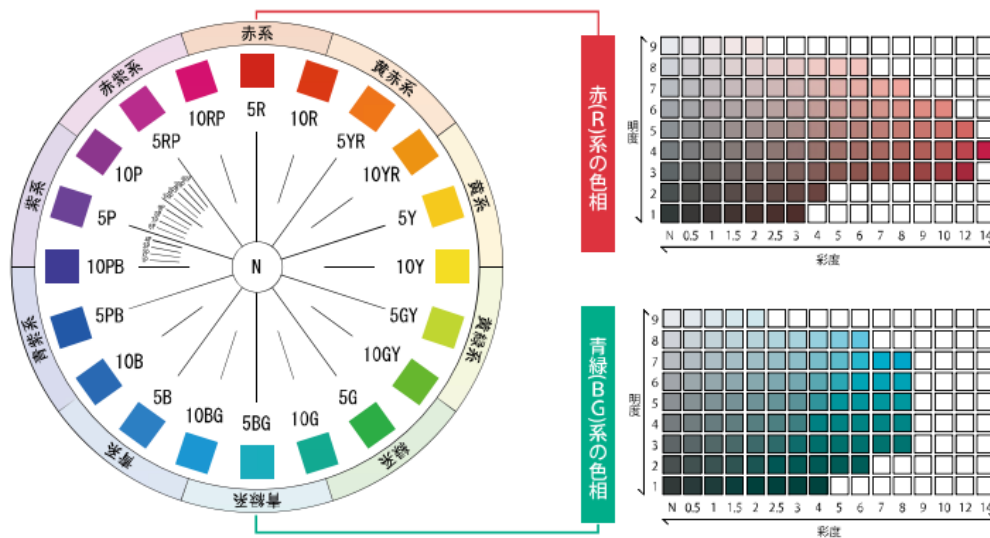
色相は、10種類の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを0から10までの数字を組み合わせて表記します。

● 明度

明度は、0から10までの数値で表記します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

● 彩度

彩度は、0から16程度までの数値で表記します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は14程度です。



色相(マンセル色相環)

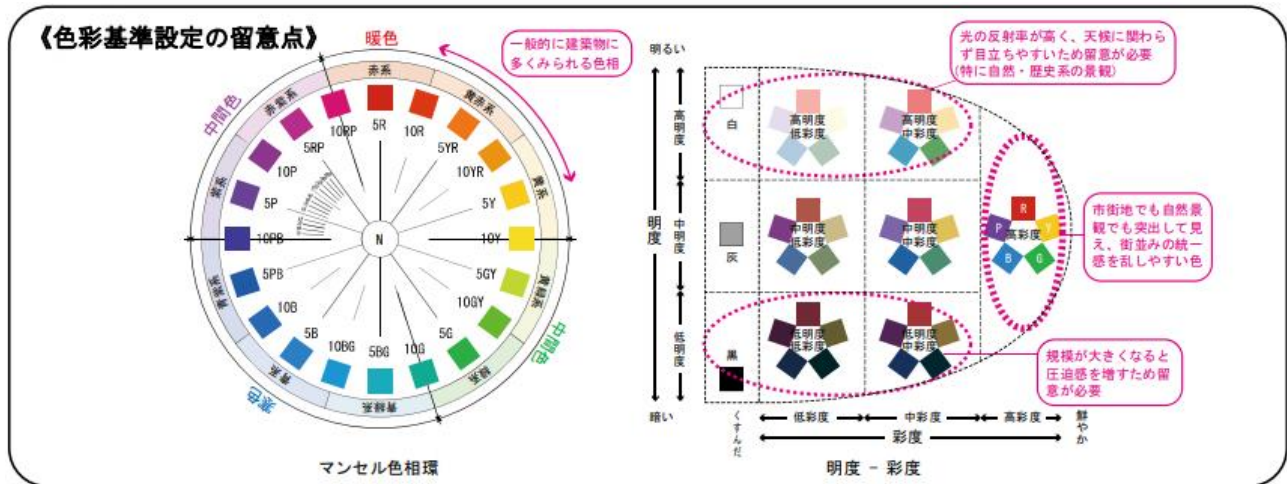
明度(あかるさ)と彩度(鮮やかさ)

出典：千葉県「景観形成基準の事例資料集」



■ マンセル値を用いた色彩基準設定の留意点

- 彩度の高い色（原色）は周辺の景観から突出して見えるため、多くの場合で使用を制限する必要があります。
- 明るすぎる色（高明度）、暗すぎる色（低明度）は周辺の景観特性によっては、なじまない場合があるため、留意が必要です。
- より地域特性を活かした景観形成を図るためには、色彩の調査などに基づき、地域固有の色彩を抽出し、きめ細かな基準を検討することが必要です。



出典：千葉県「景観形成基準の事例資料集」

■ 色彩基準における面積比

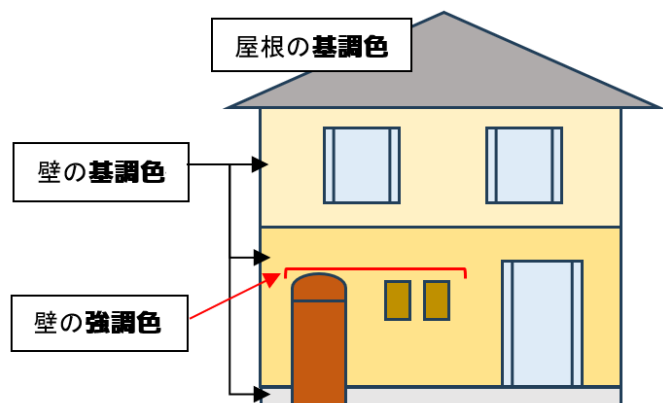
建築物等の色彩について、外観における適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定することで、周辺の景観との調和を図ります。

● 基調色：外壁の9/10以上

基調色は、外壁面、屋根面の大部分を占め、建築物等全体のイメージを生む色彩となります。

● 強調色：外壁の1/10未満

強調色は、外壁面、屋根面の一部を占め、基調色を引き立て、建築物等全体のデザインに変化をつける色彩となります。



■ 色彩基準の適用除外

良好な景観形成に貢献するなど、次のような場合については、色彩基準によらないこととします。ただし、色彩基準の考え方や周辺の景観への影響を十分踏まえたものとする必要があります。

- 他の法令などに定めのある場合の色彩
- 伝統的素材や自然素材、着色を施していないガラス等
- 地域で親しまれ重要な景観資源となっているもの
- 特定の地区などにおいて、独自の色彩基準が定められているもの
- その他、市長が認めるもの



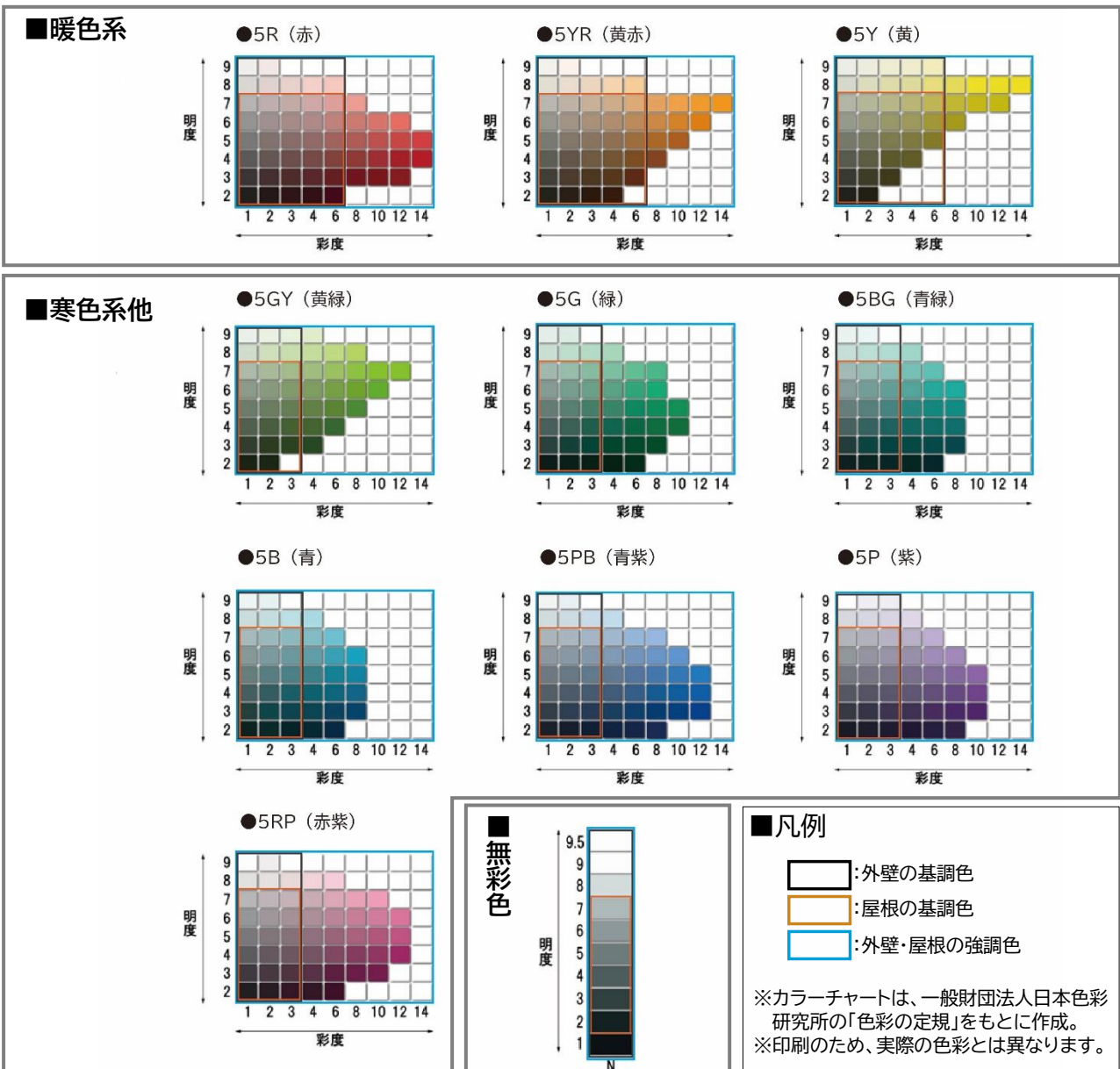
②区分別の色彩基準

■ 商業地景観ゾーン・道路景観軸・広域景観拠点

● 色彩基準表（外壁と屋根面の使用可能な色彩の範囲）

色相	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系 (R、YR、Y)	外壁	2～9以下	6以下	2～9以下	14以下
	屋根	2～7以下	6以下		
寒色系他 (GY、G、BG、B、PB、P、RP)	外壁	2～9以下	3以下		
	屋根	2～7以下	3以下		
無彩色 (N)	外壁	1～9.5以下	—	1～9.5以下	—
	屋根	2～7以下	—		—

● 色彩基準表の数値範囲を示した例

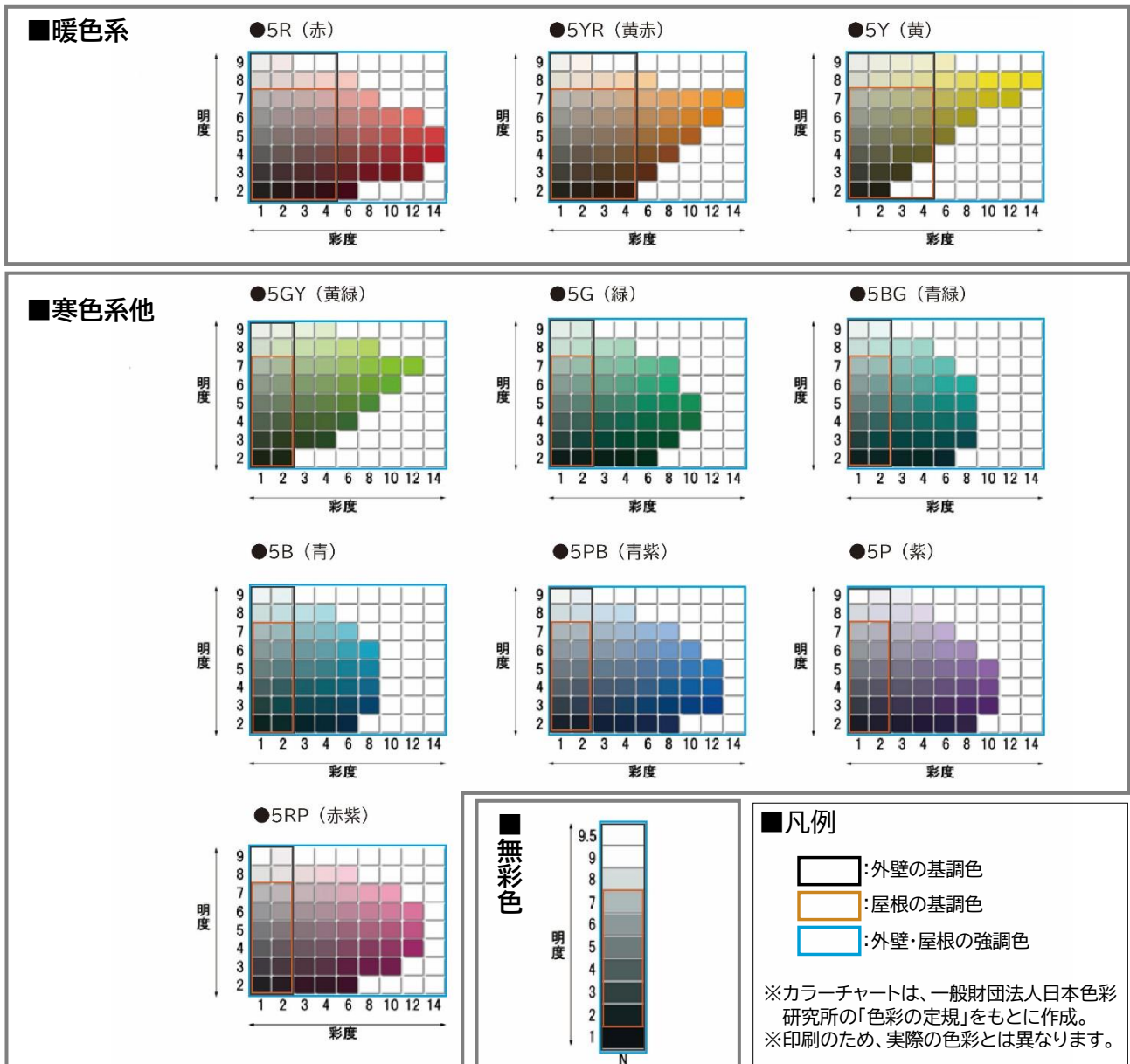


■ 住宅地景観ゾーン・工業地景観ゾーン・田園景観ゾーン・河川景観軸

● 色彩基準表（外壁と屋根面の使用可能な色彩の範囲）

色相	部位	基調色		強調色	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系 (R、YR、Y)	外壁	2～9以下	4以下	2～9以下	14以下
	屋根	2～7以下	4以下		
寒色系他 (GY、G、BG、B、PB、P、RP)	外壁	2～9以下	2以下		
	屋根	2～7以下	2以下		
無彩色 (N)	外壁	1～9.5以下	—	1～9.5以下	—
	屋根	2～7以下	—		—

● 色彩基準表の数値範囲を示した例



5 景観形成配慮事項

景観形成配慮事項は、景観ゾーンや景観軸、景観拠点において、配慮することが望ましい事項として、景観形成基準と併せて運用していくものとします。

住宅地景観ゾーン

項目	景観形成配慮事項
周辺景観	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 <input type="checkbox"/> 地域の優れた眺望を大切に、道路その他の公共の場所からの眺望に配慮すること。
形態・意匠・色彩など	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建築物の外壁など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色などとすること。 <input type="checkbox"/> 建築物などの大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 <input type="checkbox"/> 歩行者の通行が多い道路沿道では、通りの連続性に配慮した配置・規模や歩行者にゆとりを与える配置とすること。 <input type="checkbox"/> 建築物などの形態は、周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。 <input type="checkbox"/> 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や過度に点滅する照明は控えること。多色使い、又はアクセントの色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 <input type="checkbox"/> 外壁、屋根の基調色は、周辺の景観と調和する色彩とすることとし、色彩基準に該当する色彩を使用すること。 <input type="checkbox"/> 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。 <input type="checkbox"/> 屋上設備などは、外部から直接見えにくいように配慮し、建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。
外構・植栽など	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 公共空間に面する部分には、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。 <input type="checkbox"/> 通りの連続性に配慮し、歩行者が魅力を感じる植栽の配置とすること。 <input type="checkbox"/> 周辺の緑の連続性に配慮し、樹木の植栽に努めること。 <input type="checkbox"/> 塀・垣・柵は、周辺の景観と調和した形態・意匠、素材や色彩とすること。 <input type="checkbox"/> 擁壁は圧迫感を生じない配置や形態、表面処理などによってなじませること。 <input type="checkbox"/> 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場などの付属施設の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。 <input type="checkbox"/> 外観を構成するものに照明を行う場合は、過度に点滅する照明は控え、周辺の景観と調和した光色などとすること。



商業地景観ゾーン・道路景観軸・広域景観拠点

項目	景観形成配慮事項
<p>周辺景観</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 <input type="checkbox"/> 地域の優れた眺望を大切に、道路その他の公共の場所からの眺望に配慮すること。
<p>形態・意匠・色彩など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建築物の外壁など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とし、劣化によって景観を損なうことのないよう、維持管理、保守に努めること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色などとする。 <input type="checkbox"/> 建築物などの大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 <input type="checkbox"/> 歩行者の通行が多い道路沿道の建築物について、低層部や出入口部においては、自然素材の活用や開放感のある空間などにより、歩行者が魅力を感じる形態・意匠とすること。 <input type="checkbox"/> 建築物などの形態は、周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。 <input type="checkbox"/> 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や過度に点滅する照明は控えること。多色使い、又はアクセントの色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 <input type="checkbox"/> 外壁、屋根の基調色は、つながりや魅力あるまちなみをつくる色彩とすることとし、色彩基準に該当する色彩を使用すること。 <input type="checkbox"/> 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。 <input type="checkbox"/> 屋上設備などは、外部から直接見えにくいように配慮し、建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。
<p>外構・植栽など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 公共空間に面する部分には、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。 <input type="checkbox"/> 通りの連続性に配慮し、歩行者が魅力を感じる植栽の配置とすること。 <input type="checkbox"/> 周辺の緑の連続性に配慮し、樹木の植栽に努めること。 <input type="checkbox"/> 塀・垣・柵は、周辺の景観と調和した形態・意匠、素材や色彩とすること。 <input type="checkbox"/> 擁壁は圧迫感を生じない配置や形態、表面処理などによってなじませること。 <input type="checkbox"/> 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場などの付属施設の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。 <input type="checkbox"/> 外観を構成するものに照明を行う場合は、過度に点滅する照明は控え、周辺の景観と調和した光色などとする。



工業地景観ゾーン

項目	景観形成配慮事項
<p>周辺景観</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 □ 地域の優れた眺望を大切に、道路その他の公共の場所からの眺望に配慮すること。 □ 周辺の自然環境との調和を図るとともに、道路沿いにゆとりある空間と緑化の確保に配慮すること。
<p>形態・意匠・色彩など</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 敷地内は、積極的に緑化を行い、緑豊かな景観形成に配慮すること。 □ 建築物の外壁など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色などとすること。 □ 建築物の外観の劣化により景観を損なうことのないよう、耐久性や維持管理に優れ、長期間にわたり良好な景観が維持できる素材を使用すること。 □ 建築物などの大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 □ 建築物などの形態は、周辺の建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮すること。 □ 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や過度に点滅する照明は控えること。多色使い、又はアクセントの色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 □ 外壁、屋根の基調色は、つながりや周囲の環境と調和する色彩とすることとし、色彩基準に該当する色彩を使用すること。 □ 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。 □ 屋上設備などは、外部から直接見えにくいように配慮し、建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。
<p>外構・植栽など</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 公共空間に面する部分には、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。 □ 通りの連続性に配慮し、歩行者が魅力を感じる植栽の配置とすること。 □ 周辺の緑の連続性に配慮し、樹木の植栽に努めること。 □ 塀・垣・柵は、周辺の景観と調和した形態・意匠、素材や色彩とすること。 □ 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場などの付属施設の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。 □ 外観を構成するものに照明を行う場合は、過度に点滅する照明は控え、周辺の景観と調和した光色などとすること。 □ 外構などの維持管理や清掃など、良好な景観の形成に配慮すること。



田園景観ゾーン・河川景観軸

項目	景観形成配慮事項
周辺景観	<ul style="list-style-type: none"> □ 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 □ 農地や斜面林など地域の優れた眺望を大切に、道路その他の公共の場所からの眺望に配慮すること。 □ 河川沿いの眺めに配慮し、斜面林や谷津田などの地域の景観を特徴づけている要素への眺めを阻害しない配置・規模とする。
形態・意匠・色彩など	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物の外壁など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色などとすること。 □ 建築物などの大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 □ 建築物などの形態は、周辺のまちなみや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。 □ 周辺からの眺めに配慮し、長大な擁壁が生じない造成、形態などによって、なじませること。 □ 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や過度に点滅する照明は控えること。多色使い、又はアクセントの色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 □ 外壁、屋根の基調色は、周辺の景観と調和する色彩とすることとし、色彩基準に該当する色彩を使用すること。 □ 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。 □ 屋上設備などは、外部から直接見えにくいように配慮し、建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。
外構・植栽など	<ul style="list-style-type: none"> □ 公共空間に面する部分には、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。 □ 通りの連続性に配慮し、歩行者が魅力を感じる植栽の配置とすること。 □ 周辺の緑の連続性に配慮し、樹木の植栽に努めること。 □ 塀・垣・柵は、周辺の景観と調和した形態・意匠、素材や色彩とすること。 □ 擁壁は圧迫感を生じない配置や形態、表面処理などによってなじませること。 □ 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場などの付属施設の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。 □ 外観を構成するものに照明を行う場合は、過度に点滅する照明は控え、周辺の景観と調和した光色などとすること。



